

避難計画の実効性について司法判断を放棄し、深層防護の原則を否定する判決に抗議する原告団・弁護団声明

令和5年5月24日

仙台地方裁判所は、令和5年5月24日、避難計画の実効性の有無というこの裁判最大の争点にまったく立ち入ることなく、放射性物質が異常に放出される事故が発生する具体的な危険があることの主張立証がないとして、原告住民らの請求を棄却し、女川原発の再稼働を容認する判決を下した。

もし女川原発で放射性物質が異常に放出される事故が起これば、検査場所が開設できず、バスの確保の確保もできず、受付ステーションで大渋滞が発生する。この裁判の審理で、原告らは、周辺住民は避難計画があることによって30km圏内に長期間閉じ込められ、却って被ばくの危険性が増すことを具体的に主張立証してきた。もはや避難計画に不備があり実効性がないことは否定しようがない。原告らの請求を退けるためにはこの理屈しかないということで書かれた判決である。

福島第一原発事故時、第五層の防護に不備があったため住民避難に大きな混乱が生じ、犠牲者も出た。その反省を受けて原子力基本法が改正され、国際的な基準に則って深層防護の原則を徹底することが定められたはずである。どんなに対策を尽くしても事故が起きる可能性があることは、原子力規制委員会も認めている。勿論、宮城県、石巻市の原子力災害の避難計画は、放射性物質が異常に放出される事故の危険性があることを前提としている。原発の危険性が受忍限度の範囲内に収まり社会通念上許容されるためには、第五層の避難計画が不可欠である。ところが、仙台地裁は、この避難計画の実効性の有無について判断することを放棄した。

福島第一原発事故の前、超巨大地震が発生し、それによって過酷事故に至ることを住民側が主張立証することは不可能であった。このことから明らかなように、放射性物質が放出される事故の危険性について住民側が具体的に主張立証することは不可能である。事故が起きることを前提に避難計画が作成されているにもかかわらず、この上放射物質が放出される事故の危険性についての主張立証を住民側に要求するのは過剰である。

深層防護の第五層に相当する避難計画の実効性については、行政による実質的な審査は行われていない。この上、司法も審査を行わないとなれば、原発の稼働に当たって避難計画の実効性について誰もチェックをしないこととなる。

令和4年2月の調査嘱託を採用した時点では、仙台地裁も、本件の判断をする上で、避難計画の実効性に立ち入って判断をする必要性を認めていたはずである。そうであるにもかかわらず、避難計画の実効性について判断を放棄したのは極めて疑問である。

我々は速やかに控訴を提起し、仙台高裁において女川原発が再稼働される前にこの判決の取消しを迫る所存である。

以上